

## 出雲風土記抄の諸本

— 島根大学附属図書館所蔵の

桑原本・望月本・神田本を中心に —

島根大学法文学部教授 大日方 克 己

『出雲風土記抄』（以下、風土記抄）は松江藩士で神門郡奉行の岸崎佐久次時照が天和三年（一六八三）にまとめた出雲国風土記の初めての研究書である。岸崎佐久次は自身の地方役人・郡奉行としての立場からも出雲国内をくまなく踏査しており、その調査研究に基づく地名の現地比定を中心としたものである。この書は、次の二点で大きな影響を残した。一つは、細川家本・日御碕神社本など近世初期の古写本で脱落している本文を補訂しているため、出雲国風土記本文のテキスト自体としても流布し、『訂正出雲風土記』以降の校訂本にも補訂部分を採用されていったことである。もう一つは、現地比定の多くが現代に至るまで批判的に継承されてきていることである。これは別の見方をすれば、郷村レベルの地域

社会における古代につながる歴史意識の形成、定着の契機ともなっていたと評価できる。<sup>2</sup>

風土記抄には多種多様な写本が伝えられているが、島根大学附属図書館所蔵の桑原羊次郎旧蔵（桑原文庫）の四冊本（以下、桑原本）が最も良質な写本とされ、参照されてきた。<sup>3</sup> 桑原本には、岸崎佐久次の自序のほかに、杵築松林寺の宏雄の序と跋が附されている。それらによると、岸崎佐久次の原稿を宏雄が添削し、それを甥の北島国造家の伝之丞の求めに応じて与えたという。近年古代出雲歴史博物館に所蔵された風土記抄（以下、出雲歴博本）は、その宏雄から伝之丞に与えたものである可能性が高いとされる。だとすれば出雲歴博本は桑原本の祖本にあたることになる。<sup>4</sup>

島根大学附属図書館には、そのほかにも望月重熙書写の二冊本（以下、望月本）、「俗解鈔」とも呼ばれる神田厚敬（常有）書写書入本（以下、神田本）も所蔵されている。それぞれ一瞥して桑原本・出雲歴博本とは若干異なった内容であることがみてとれる。

風土記抄の諸本について、加藤義成の調査では島根大学附属図書館所蔵の諸本も含めて一五点が紹介され、<sup>5</sup> 一

の後の島根県古代文化センターの調査で何点か付け加えられている。そのほかにも国立国会図書館所蔵藤浪剛一旧蔵本（以下、藤浪本）など若干を見出すことができる。これら諸本間では表記や内容に異同の多いことは知られており、加藤義成は桑原本系と俗解鈔系におおまかな区分けをしている。しかし本稿で検討するように、桑原本と望月本の間でも表記や内容に異同が多く、それほど単純に分類できるわけではない。さらに『出雲歟』などの地誌、出雲国風土記注釈本などに引用されている風土記抄文もまた若干異なつた表現や内容を持っていることが知られる。

それにもかかわらず、これら諸本の表記や内容とそれぞれの関係はほとんど検討されていない。しかしそれは、岸崎佐久次の本来のテキストの解明のためにも必要な作業であるだけでなく、出雲国風土記がどのように受容され流布していったか、ひいてはそのことを通じて「古代出雲」がどのような歴史意識として形成され展開してきたかを考えるためにも、重要な課題である。そしてそれは、現代の風土記研究の足元を見つめ直すことにもつながっていくはずである。

本稿では、桑原本、望月本、神田本およびそれらと関係する諸本、諸書を紹介するとともに、その特徴を指摘して、今後の諸本全体とその歴史的意義の解明につながる第一歩としたい。

## 一 桑原本と古代出雲歴史博物館所蔵本

桑原本の表題は「出雲風土記抄」、四冊構成である。第一冊は岸崎序四丁・宏雄序一丁・出雲国総記と意宇郡三九丁、第二冊は島根郡二七丁・秋鹿郡一二丁、第三冊は楯縫郡九丁・出雲郡二四丁・神門郡一八丁、第四冊は飯石郡一四丁・仁多郡一二丁・大原郡一六丁・卷末総記九丁半・宏雄跋半丁となつている。奥書はなく、書写者や書写時期は不明である。また「桑原文庫」「島根大学図書印」以外に印はない。諸本中、体裁も内容も最も整つたものの一つであり、最良の写本として出雲国風土記の研究に利用されてきた。

桑原本の祖本とみられるのが出雲歴史博本である。出雲歴史博本の表題は「風土記」、四冊構成である。第一冊は岸崎序四丁・宏雄序一丁・出雲国総記と意宇郡三七丁、第二冊は島根郡二七丁・秋鹿郡一二丁、第三冊は楯縫郡

九丁・出雲郡二四丁・神門郡一八丁、第四冊は飯石郡一三丁・仁多郡一二丁・大原郡一五丁・巻末総記九丁・宏雄跋一丁となつてゐる。各冊の見返しに「此主荏田」「一丁表に「荏田蔵本」、裏表紙見返しに「四冊之内」「此主伝之丞豊忠」と記してゐる。また「佐草庫蔵」などの印がある。

杵築松林寺の宏雄の序と跋によれば、岸崎佐久次の原稿を宏雄が添削し、それを甥の北島国造家伝之丞の求めに応じて与えたとされている。各冊に「此主伝之丞豊忠」と記されていることから、伝之丞に与えられた本そのものである可能性が高い。

桑原本と出雲歴博本を比較すると、一行の文字数は相違するものの、字句はほぼ同一である。そのほか、出雲歴博本に追記挿入された記述、白く塗抹して上書き修正した記述などを、そのとおり書写している部分も多い。いくつか例を示してみる。

〔史料Ⅰ〕桑原本、秋鹿郡神戸里抄文

鈔曰、神戸里<sup>ハ</sup>、則佐田ノ宮内也。按スルニ、<sup>イカレテ</sup>迄<sup>ニ</sup>于庄村・常相寺村・古志村・古曾志・西浜佐田及島根郡ノ中<sup>ミヤコフ</sup>名分・上佐田・下佐田等<sup>一</sup>、盖<sup>シ</sup>佐田ノ社領七百貫ノ

地也。而<sup>シテ</sup>佐田三社、其<sup>一</sup>社<sup>ハ</sup>者、合<sup>テ</sup>祭伊佐奈地也。而<sup>シテ</sup>麻奈子、熊野加武呂乃命及<sup>セ</sup>大穴持命<sup>ヲ</sup>也。其<sup>一</sup>社者、神魂命ノ御子、枳佐加地売命<sup>ヲ</sup>テ加賀ノ神<sup>ニ</sup>射<sup>ル</sup>ノニ金弓<sup>ヲ</sup>之時、所<sup>ニ</sup>産<sup>ス</sup>生<sup>ニ</sup>之佐田大神、是也。其<sup>一</sup>社者、併<sup>テ</sup>祀<sup>ル</sup>尔尔枳乃命及<sup>セ</sup>伊佐奈弥命・天照太神<sup>ヲ</sup>之社也。而<sup>ハ</sup>今<sup>マ</sup>俗説<sup>ニ</sup>、佐太社<sup>ハ</sup>者、伊弉册尊廟所<sup>ニ</sup>シテ而<sup>シ</sup>乃<sup>シ</sup>所謂<sup>ル</sup>比婆山、是也。此説甚<sup>ク</sup>誣<sup>ラ</sup>妄<sup>ナリ</sup>。盖<sup>シ</sup>比婆山<sup>ハ</sup>雲伯兩國ノ界<sup>ナリ</sup>ト。然<sup>ラ</sup>ハ則<sup>ト</sup>与<sup>ニ</sup>此地<sup>一</sup>蹊<sup>一</sup>路遥<sup>ニ</sup>隔<sup>リ</sup>。比婆山ノ不<sup>レ</sup>得<sup>之</sup>強<sup>安</sup>、

意<sup>ニ</sup>附<sup>テ</sup>託<sup>ス</sup>耳<sup>ノ</sup>。予<sup>カ</sup>之所<sup>レ</sup>言<sup>非</sup>ス敢<sup>以</sup>私<sup>ニ</sup>。若<sup>下</sup>其<sup>ノ</sup>曰<sup>ニ</sup>神納<sup>ト</sup>一曰<sup>ニ</sup>劍山<sup>ト</sup>一曰<sup>ニ</sup>カ<sup>カ</sup>中来<sup>カ</sup>魔<sup>カ</sup>返<sup>上</sup>、察<sup>シテ</sup>此<sup>ニ</sup>等<sup>ノ</sup>处<sup>一</sup>、而<sup>シテ</sup>今<sup>マ</sup>推<sup>シテ</sup>指<sup>ス</sup>云<sup>ニ</sup>雲伯兩國之界<sup>ヒ</sup>能<sup>儀</sup>郡母

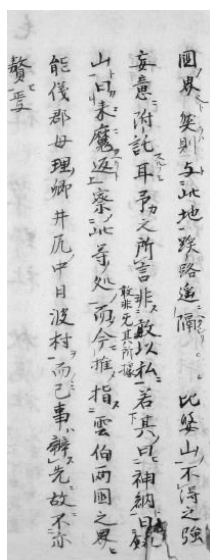


図1 出雲風土記抄(桑原本) 秋鹿郡神戸里条

理ノ郷井尻ノ中日波村<sup>ヲ</sup>而己<sup>ノ</sup>。事ハ弁ス<sup>レ</sup>先<sup>ニ</sup>。故<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>亦贅<sup>セ</sup>一焉。

桑原本と出雲歴博本は訓点も含めてほぼ同一であるが、傍線①の部分は、出雲歴博本では「蹊<sup>ニ</sup>路<sup>ニ</sup>遙<sup>ニ</sup>隔<sup>ニ</sup>」の次の九文字分を白く塗抹して、「<sup>ニ</sup>□<sup>ニ</sup>□<sup>ニ</sup>之比<sup>ニ</sup>婆<sup>ニ</sup>山<sup>ニ</sup>」不得之強妄」と上書きしている。□は塗抹の上に墨痕が認められるが判読できない。この「<sup>ニ</sup>□<sup>ニ</sup>□<sup>ニ</sup>之」の部分を桑原本では二字分を空白にして右側に「○○」と記している。また傍線②の左側には「敢非无其所<sup>ニ</sup>拠<sup>ニ</sup>」と傍書があるが、出雲歴博本でも本文を塗抹して桑原本と本文を上書きし、さらに同じ位置に同文の傍書を付している。

〔史料2〕 桑原本、意字郡飯梨郷抄文

鈔曰、飯梨<sup>ハ</sup>旧<sup>ハ</sup>在<sup>リ</sup>于<sup>ニ</sup>意字郡<sup>ニ</sup>。今<sup>ハ</sup>則<sup>ツ</sup>分<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>能儀<sup>ノ</sup>郡<sup>ニ</sup>也。卅<sup>二</sup>里<sup>ハ</sup>今<sup>ノ</sup>五里<sup>ニ</sup>十二町。并<sup>セテ</sup>乎<sup>ニ</sup>飯梨及<sup>ヒ</sup>引<sup>ヒ</sup>弘<sup>ト</sup>実<sup>ト</sup>松<sup>ト</sup>矢<sup>ト</sup>田<sup>ト</sup>古<sup>ト</sup>川<sup>ト</sup>新<sup>ト</sup>宮<sup>ト</sup>富<sup>ト</sup>田<sup>ト</sup>田<sup>ト</sup>原<sup>ト</sup>等<sup>ト</sup>ノ<sup>ノ</sup>村<sup>ト</sup>而<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>一<sup>ノ</sup>郷<sup>ト</sup>也。飯<sup>ニ</sup>梨<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>飯<sup>ニ</sup>梨<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>祠<sup>ト</sup>。故<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>名<sup>ク</sup>于<sup>ニ</sup>郷<sup>ト</sup>也。又<sup>ニ</sup>富<sup>ニ</sup>田<sup>ニ</sup>村<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>二<sup>ノ</sup>都<sup>ノ</sup>傳<sup>ハ</sup>志<sup>ハ</sup>呂<sup>ハ</sup>大<sup>ハ</sup>明<sup>ハ</sup>神<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>社<sup>ト</sup>。聞<sup>ク</sup>是<sup>レ</sup>伊<sup>ノ</sup>作<sup>ノ</sup>奈<sup>ノ</sup>积<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>投<sup>ニ</sup>乎<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>杖<sup>ト</sup>之<sup>ノ</sup>所<sup>ト</sup>ナリト也。(下略)

史料2の傍点が附されている部分は、出雲歴博本では

薄い墨の取り消し線が附されている。見せ消しになっている部分を、桑原本は傍点を附して書写しているのである。

〔史料3〕 桑原本、鳥根郡朝酌郷、行間挿入文

自清本云、按延喜式祈年ノ祝詞云、朝御食<sup>能</sup>加牟加比<sup>ル</sup>云々

風土記本文と抄文の間に、小字で右の一文が挿入されている。出雲歴博本でもまったく同じ位置に

自清本云、按延喜式祈年ノ祝詞云、朝御食<sup>能</sup>加牟加比<sup>ル</sup>云々

と記されている。□は白く塗抹して抹消されている部分である。それを桑原本は「——」と記しているのである。

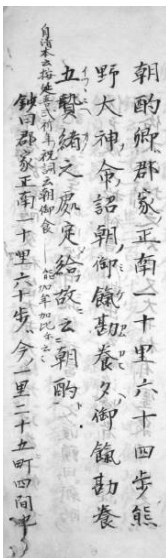


図2 出雲風土記抄(桑原本) 鳥根郡朝酌郷条

このように桑原本は明らかに<sup>①</sup>出雲歴博本とできるだけ同じ体裁で書写していることがわかる。しかし問題になる部分もある。

〔史料4〕桑原本、出雲郡池海浜の抄文

①(前略) 日御碕<sup>①</sup>ヨリ廿町<sup>ハカリ</sup>許<sup>字不見</sup>海中<sup>ニ</sup>此島ノ辺<sup>ニシテ</sup>

② 杵築御<sup>字不見</sup>摘<sup>トル</sup>二鮒魚<sup>ヲ</sup>一勝<sup>レリ</sup>其佳味(下略)

傍線①は、出雲歴博本では、最初に「海中廿町許以西<sup>ニ</sup>」と記した部分を白く塗抹して「ヨリ廿町許<sup>リ</sup>西海中<sup>ニ</sup>」と上書きしている。傍線②も最初「捕<sup>ル</sup>二杵築ノ御崎ノ漁<sup>ニ</sup>鮒魚<sup>ヲ</sup>一」<sup>ハ</sup>判読不能部分<sup>ト</sup>とあった部分を白く塗抹して「杵築御崎漁子摘<sup>キツキミサキノギョシトルヲ</sup>鮒<sup>ヲ</sup>六勝<sup>レリ</sup>二其ノ佳味<sup>ニ</sup>」と上書きしている。上書きされた文字は現状

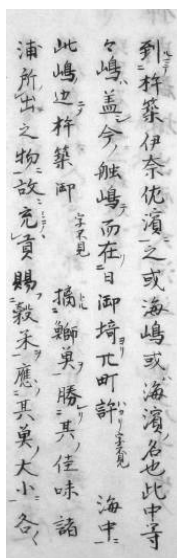


図3 出雲風土記抄(桑原本)  
出雲郡池海浜条

でも鮮明に読みとれる。それにもかかわらず「字不見」としてのことから、少なくとも桑原本のこの部分は、現状の出雲歴博本そのままの書写とはいえないようである。

これらの例もあわせれば、いったん塗抹修正された出雲歴博本から桑原本ないしはその直接の祖本が書写された後、塗抹上書きされたものの不鮮明になっていった部分の修正や、傍書等の追記が加えられて、現状の出雲歴博本になっている可能性も考えられるが、より精緻な分析を待つて検討したい。

なお史料4の傍線部に該当する出雲歴博本の訂正を継承した写本は存在している。後述する望月本や藤浪本である。望月本では「日御碕在以西海中杵築御崎漁子於<sup>ニ</sup>此岐辺<sup>一</sup>、捕<sup>ル</sup>二鮒魚<sup>ヲ</sup>一。勝<sup>レリ</sup>二其ノ佳味<sup>ニ</sup>」と訂正部分を前提とした記述をしている。後述するように、望月本は、桑原本や出雲歴博本の記述を、順序を変えたり、表現を省略したり、変更したりして記している部分が少なくない。この部分は「字不見」としてある桑原本ではなく、出雲歴博本ないしはその直接の書写本の記述を前提にしているともみてよい。

## 二 望月本とその周辺諸本

### (一) 望月本の特徴

望月本は島根大学附属図書館に所蔵される桑原羊次郎旧蔵本（桑原文庫）、利・貞の二冊本で、文政十一年（二八二八）五月望月重熙書写の奥書をもつ写本である。表題は「出雲国風土記鈔」、利巻は楯縫郡九丁・出雲郡一九丁・神門郡一五丁の計四三丁、貞巻は飯石郡一一丁・仁多郡八丁・大原郡一〇丁・巻末総記七丁の計三六丁となっている。「桑原文庫」望月氏図書」の印がある。宏雄の跋はないが、別筆の宏雄序一枚が利巻に挟込まれている。この宏雄序は桑原本と異なり、後述する藤浪本と同じである。本来四冊本のうちの前半、意宇郡・島根郡・秋鹿郡を記した二冊が欠失したものとみられる。

貞巻末に、「右四本以茅山藍氏本贍写于臥游舎南窓下、文政十一年歲戊子五月之吉 望重熙」の奥書がある。茅山藍氏とは藍川慎のことである。望月重熙が藍川慎所持本を書写したことがわかる。翌文政十二年には、重熙は藍川慎の『茅山雜筆』も書写している。「文政十二己丑年秋九月十二有月臥游亭南窓下臨写 重熙」と類似の奥

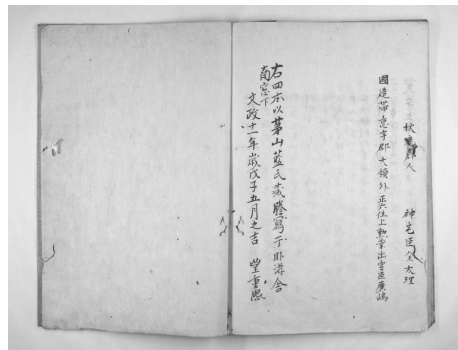


図4 出雲風土記鈔（望月本）奥書

るが、桑原本に対して望月本では表現を大幅に変えたり、要約、あるいは省略したりしている部分が少なくない。また望月本では里程の記述の多くを最後に移している点でも大きな違いがある。しかし風土記郷の近世村への比定については変えていない。地名の比定を本質部分として捉え、文章表現はある程度自由に変更しているという特徴がみられる。これは後述する神田本（俗解鈔）でも同じことが指摘できる。

書写者である望月重熙は江戸定府の松江藩士で、松平

書を記している。

望月本の特徴を出雲郡健部郷の記述を例にみてみよう。一七〜一九頁の史料10の諸本を比較すると、桑原本から『出雲鉞』所引本までは郷名を健耶郷としている点は共通してい

治郷・斉恒・斉貴の三代にわたり仕えた。松江藩の『列士録』によると、重熙は藩主の参勤に扈従してたびたび松江にも下向している。文政十一年四月に斉貴に従って松江から江戸に帰府し、その直後に藍川慎の風土記抄を書写したことになる。次に松江に下向するのは天保四年（二八三三）のことなので、『茅山雑筆』も江戸で書写されたことになる。重熙にはそのほか八十点ほどの書写本が知られている。<sup>8</sup> 後述する神田常有（厚敬）の『出雲国孝養伝』にも重熙の書写本がある。

藍川慎は斉恒・斉貴に近侍した江戸定府の藩医師で、茅山とも号した考証医学者でもある。松江藩が文政十一年に出版した延喜式（雲州本『延喜式』）の校訂作業を中心に担ったほか、玄慎、原脊、源藍泉、源管占などの名でも二十点余りの著述や校訂本を残している。<sup>10</sup> 医学書、本草書が多いが、式内社の現地比定を試みた『雲州式社考』（原脊）、<sup>11</sup> 新撰姓氏録の氏族を漢字画数順に配列し直して国史等から抜粋した関係史料を付した『姓氏一覽』<sup>12</sup> など国学的編著もある。そのなかの一つが『茅山雑筆』である。

『茅山雑筆』は島根大学附属図書館所蔵で、上・中・

下の三冊。各冊に「望月家蔵」の印がある。上巻は表紙に「茅山雑筆上」、「出雲 守 介 掾 目」「国造」「国史雜」「延喜式」「江次第」とあり、奈良・平安時代の按察使、出雲守・介・掾・目、郡司の大小領・主政・主帳、出雲国造について、史書・延喜式・古記録などから記事を抜粋し、また鎌倉・室町時代の出雲国守護や尼子氏歴代、毛利氏、堀尾氏から松平斉貴までの歴代松江藩主について記述している。古代から当代の藩主に至る出雲国の支配者に関する史料の抜粋とデータの記述になっている。

中巻は表紙に「茅山雑筆中」「雲人名簿」とあり、内容は鎌倉・室町時代の出雲国人名を、漢字第一字の訓みのいろは順に配列したものである。事物を検索しやすいようにいろは順、五十音順、漢字の画数順などに配列する書は、国学や考証医学の書にもよくみられるもので、先述した『姓氏一覽』もその一つである。

下巻は表紙に「茅山雑筆 下」「雲州名所和歌」とあり、一丁表に内題として「雲遊雜記卷之四」、下に「源管占稿」とある。藍川慎は自著『博桑果図考』<sup>13</sup>に藍川脊名で序、源管占名で跋を記している。

さて風土記抄望月本は江戸で望月重熙が藍川慎所持本から書写したわけであるが、ではこの出雲歴博本・桑原本とは異なったこれらはどこに由来するのであろうか。望月本と同系統の本をほかにも見出すことができる。『出雲録』が引用する風土記抄と国立国会図書館所蔵藤浪剛一旧蔵本である。それを次に検討したい。

## (二) 国立国会図書館所蔵藤浪剛一旧蔵本(藤浪本)

国立国会図書館所蔵の藤浪剛一旧蔵本は四冊本で、表題は「出雲国風土記」。藤浪剛一の所蔵だったことを示す「藤浪氏蔵」の印がある。<sup>14</sup> 第一冊は岸崎序五丁・宏雄序二丁・出雲国総記と意字郡二九丁、第二冊は島根郡二四丁・秋鹿郡一一丁、第三冊は楯縫郡五丁・出雲郡一三丁・神門郡一一丁、第四冊は飯石郡一一丁・仁多郡一〇丁・大原郡一三丁・卷末総記九丁となっており、宏雄跋はない。

藤浪剛一は明治十三年(一八八〇)、旧名古屋藩侍医の家に生まれた。富士川游とともに日本の医史学を成立、発展させた立役者で、多数の書籍を収集している。そのうち『乾々斎架蔵和書目録』<sup>15</sup>にみえるものほとんどは

武田科学振興財団杏雨書屋の所蔵になっている。目録所載以外の旧蔵書は国立国会図書館にも少なからず所蔵されている。<sup>16</sup> 後述するように、神田本も同じ「藤浪氏蔵」の印があり、藤浪剛一旧蔵本とみられる。

藤浪本の第三冊・第四冊は訓点がほとんど附されていないことを除くと望月本の現存二冊とほぼ同一である。したがって第一冊・第二冊も望月本の欠失巻とほぼ同一だったとみてよい。

藤浪本と望月本で異なる部分にはほぼ誤字・脱字の類である。たとえば史料10として掲げた出雲郡健部郷をみると、藤浪本で「学頭」としているところを望月本では「李頭」とし、朱で「学」の訂正が傍書されている。同様に藤浪本の「神庭」は、望月本では「神處」、朱で「庭」の訂正が傍書されている。桑原本も当該部は「学頭」「神庭」であり、望月本の誤写である。このような明らかな誤写が望月本には多い。字句に関しては、藤浪本の方が良質といえる。

なお藤浪本の宏雄序は出雲歴博本・桑原本と比較して一四か所に異同がある。多くは字句表現の若干の違いだが、日付が出雲歴博本・桑原本ともに「天和三陽月日」



であるのに対し、藤浪本は「天和癸亥歲冬十二月日」としている点は注意される。「陽月」とは十月のことであり、十月に岸崎佐久次が宏雄のもとに風土記抄の原稿を持ち込んだと記されている。添削したものを北島伝之丞に与えたことを記す出雲歴博本・桑原本の宏雄跋は「天和三辛亥臘月初日」、つまり天和三年十二月一日付となっている。藤浪本は跋を欠落させたかわりに、この跋の日付を序の日付としたのではないかと推測される。また望月本に挟込まれている宏雄序は藤浪本と同じであるが、誤写と思われる異同がいくつかある。

藤浪本には奥書はなく書写者と書写年代は不明だが、岸崎序五丁表の頭に「自天平元文化五辰至星霜千八十八年」の書入があることから、文化五年（一八〇八）ころまでに書写されたものとみられる。<sup>17</sup> そうだとすれば藤浪本は望月本に先行する同系写本になる。直接の祖本になるかはどうかは更に検討が必要である。

### (三) 『出雲鑑』引用本

藤浪本・望月本と同類の風土記抄文に『出雲鑑』引用本がある。<sup>18</sup> 史料10で比較してみてもそれがみてとれる。

桑原本とは明らかに異なっている。

『出雲鑑』は一八世紀半ばころに成立したとされる出雲国の地誌である。<sup>19</sup> 意宇郡・能義郡からはじまって大原郡まで各郡を記述するが、意宇郡を例にとると出雲風土記抄から意宇郡の郷・駅・神戸一覽の部分までを引用し、次に風土記にみえない郷村（意東村、出雲郷など）や寺社、地理的名称などについて諸書を引用して述べ、ついで大草郷<sup>20</sup>から各郷について風土記抄（風土記本文と抄文）を引用し、その風土記の郷に対応する地域の地誌、寺社等について諸書を引用しながら記述している。つまり風土記抄を基準に諸書の引用や独自情報を挿入する構成になっている。引用される諸書には風土記抄のほか、『延喜式』『夫木抄』『懷橘談』『陰徳太平記』、『隠岐のすさび』『一宮巡詣記』『故事因縁集』など、さらには寺社・温泉地の由緒書に至るまで多様である。諸書からの引用で語る地誌になっている。

『出雲鑑』引用本と藤浪本・望月本はほぼ同一とみてよいが、若干の違いもみられる。たとえば出雲郡杵築郷の抄文中の常松村の記述では、出雲歴博本・桑原本・藤浪本・望月本いずれも「古老伝テ曰、八九十年前有<sup>リト</sup>二

此村<sup>ニ</sup>于松古木数十株」としているが、「八九十年前」を『出雲鑑』では「百年計前」と変えている。岸崎佐久次が風土記抄を記した天和三年ではなく、それより後の時期を基準に『出雲鑑』は百年ほど前だと改変したのではないかとも考えられる。このような他の風土記抄諸本との関係が、『出雲鑑』の成立過程や時期を考える材料にもなるだろう。

### 三 神田厚敬(常有)とその周辺諸本

#### (一) 神田本(俗解鈔)

これまで二つのグループの風土記抄をみてきたが、それらとも異なる風土記抄が存在する。島根大学附属図書館所蔵の神田厚敬書写書入本(神田本)である。

神田厚敬について春日信風の『雲陽人物志』では次のように記している。

〔史料5〕

厚敬、神門郡古志ノ人、氏ハ神田、通称彦左衛門、  
隠居号常有、無味菴、俳号東広、詩歌を好む、又国  
中ノ旧事ニ委し。<sup>21</sup>

また『出雲国孝養伝』の編著者としても知られる。天

保五年(一八三四)に八十九歳で死去している。<sup>23</sup>

神田本は表紙題箋を剥落させているが、巻頭最初の注文に「俗解鈔曰」とあるので、もとの表題は「出雲国風土記俗解鈔」だったと推測されている。見返しに「乾坤二卷之内／中村甲文丘蔵」と記し、「守手之印」の朱印があり、一丁表に「朱櫻岡印」「藤浪氏蔵」「紅桜文庫」などの印がある。表紙にも「朱櫻岡印」の印が捺されている。乾巻は目録一丁・出雲国総記と意宇郡二二丁・島根郡一七丁・秋鹿郡九丁・楯縫郡七丁、坤巻は目録一丁・出雲郡一五丁・神門郡一三丁・飯石郡九丁・仁多郡九丁・大原郡一〇丁・巻末総記七丁となっている。岸崎序、宏雄序・跋いずれもない。巻末に日御碕本奥書を転写し、その後に「俗解鈔天和三癸亥五月、神門郡司岸崎佐久次時照著」「同書跋者杵築松林寺宏雄法印」とあり、裏表紙見返しに「維時寛政十二庚申四月、神門郡古志郷神田厚敬写之」という奥書を記している。また貼紙があり「天平五年ヨリ明治十年マテ千百四十五年」「天和三年ヨリ同百九十五年」「天和三年」の注記として「岸崎時照鈔ヲカケル年」と記している。

『出雲国風土記』日御碕本は、寛永十一年(一六三四)

に名古屋藩主徳川義直が日御碕神社に寄進した写本で、義直の奥書が附されている。<sup>25</sup> 年紀が明確なものなかでは慶長二年（一五九七）に細川幽斎が書写した細川家本に次いで古く、出雲国内では最古の写本とみられている。加藤義成は俗解鈔系諸本の多くにはこの日御碕本の奥書が附されているとする。

また「朱櫻岡記」の印は中村守臣の蔵書だったことを示している。中村守臣は安永八年（一七七九）の生まれ、白亥翁と称し、亀丘・燕斎・朱桜岡と号した。杵築大社の社家で、千家俊信に師事した。また千家・北島両国造家に侍講として仕えた。<sup>26</sup>

神田本は、寛政十二年（一八〇〇）に神田厚敬が書写し、その後厚敬自身によって断続的に多くの書人がなされたものとみられる。その後、中村守臣の所蔵するところとなり、子の守手に伝えられ、その後さらに藤浪剛一の手に渡ったものとみられる。

桑原本との内容の違いを史料10出雲郡健部郷を例にとりて示してみる。まず郷名を健部郷ではなく、他の風土記諸書写本に従って健部郷としている。桑原本では「此辺、今有<sup>ニ</sup>宇屋・武部両村盖<sup>シ</sup>後人留<sup>トメテ</sup>二両名ヲ一呼<sup>フ</sup>レ之

者也」とある部分を、神田本は「此辺<sup>ニ</sup>今有<sup>リ</sup>二宇夜村一有<sup>ニ</sup>武部村一盖<sup>シ</sup>後人記<sup>シ</sup>三本名ト与<sup>ヲ</sup>二改名一呼<sup>フ</sup>二両村ヲ一者也」とする。また桑原本で「宇屋」「武部」の両名を後人が留めて村名としたと解説しているところを、元の名すなわち「宇谷（屋）」と、改めた名「武部」＝健部のそれぞれを村名としてとどめたこと、より詳しく説明する表現に変えている。同様に、桑原本が単に「景行天皇、時<sup>ニ</sup>置<sup>ク</sup>二処々ニ於<sup>テ</sup>健部ヲ」としているところを「景行天皇、嘆<sup>ニ</sup>慕<sup>テ</sup>日本武命之早世ヲ一巡<sup>ル</sup>レ国ヲ之時、置<sup>ク</sup>二健部ヲ於<sup>テ</sup>処々ニ」と補っている。さらに最後の久木の支村についても、桑原本にない「分<sup>ツ</sup>コトハ<sup>ニ</sup>五箇ヲ一明曆年中ノ事也」を補い、さらに「学頭村<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>高清水之城跡一。聞<sup>ク</sup>米原・平内<sup>カ</sup>居城<sup>ナリト</sup>。弘治之比毛利元就責<sup>ニ</sup>亡<sup>ス</sup>ト之<sup>ヲ</sup>」と、高清水城跡についての話まで付け加えている。

このように桑原本の文をさらに解釈して、より具体的に分かり易く表現を変えたり、独自の情報を補ったりしている点が神田本の特徴である。それゆえ「俗解鈔」と称しているのだと思われる。

この神田本の形態上の大きな特徴は、夥しい書人のある点である。これらの書人は「訂正」「信風云」「庚敬

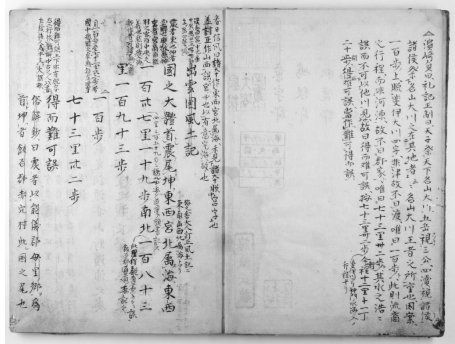


図5 出雲風土記俗解抄（神田本）  
出雲国総記

のことである。

春日信風は神門郡古志村比布智神社の神官で、実名を当初は延尹といった。易重、真澄、織部、益躬などとも称した。明和四年（一七六七）に十六歳だったというから、宝暦二年（一七五二）生まれということになる。神祇や歌学の研究のほか『雲陽人物志』、『官社参詣記』や『訂正出雲風土記密勘』（以下、密勘）、『出雲風土記通道道度拔書』などの著述も残している。<sup>28</sup> 密勘は千家俊信の『訂正出雲風土記』を批判して文化五年（一八〇八）に

云」の三種が多くを占める。「庚敬云」は神田厚敬自身、「信風云」は春日信風の説、「訂正」は文化三年（一八〇六）に出版された千家俊信校訂の『訂正出雲風土記』云」の三種が多著されたものである。<sup>29</sup> 神田本の「信風云」はこの密勘に拠っている部分が多い。神田本にみえる「信風云」は計三五か所、うち三三か所が同文ではないものの密勘に記す内容に対応している。一方、密勘にも「厚敬云」として一〇か所の記述がみえる。両者の間の風土記に関する学問的交流がうかがえる。

## （二）『訂補標註出雲国風土記大成』

この神田本と密接にかかわるものに、名古屋大学附属図書館所蔵（神宮皇学館文庫）の『訂補標註出雲国風土記大成』（以下、風土記大成）がある。<sup>30</sup>

神田本と同じ乾・坤の二巻構成である。乾巻は目録一丁・出雲国総記と意宇郡二五丁・島根郡一一丁・秋鹿郡七丁・楯縫郡六丁、坤巻は目録一丁・出雲郡一六丁・神門郡一一丁・飯石郡八丁・仁多郡七丁・大原郡九丁・卷末総記下八丁・奥書一丁で、卷末総記の最後に神田本と同じ日御碕本の奥書を記している。岸崎序、宏雄序・跋はいずれもない。

それぞれの巻の内題の下に「本州古志郷神田常有厚敬補正」と記し、坤巻の最後に次の奥書を付している。

〔史料6〕

風土記諸本大同小異<sup>ナル</sup>者 国中往々雜<sup>リ</sup>出撰<sup>ニ</sup>其善<sup>ナル</sup>一者而訂<sup>ニ</sup>補<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>一也、天保四年夏四月上流

本州古志郷

八十有八叟無味庵常有撰

さらに厚敬自身の印である「無味菴」「常有」の印を捺している。神田厚敬が天保四年（一八三三）四月に記したものであることがわかる。死去する前年である。

各巻に「富永」「富永之印」という富永芳久所蔵を示す印が捺されている。富永芳久の蔵書目録『楯之舎書籍目録』にも「地理科」の第三号として「訂補標柱出雲風土記大成 二」がみえている。<sup>31</sup>表紙右肩上に「地、第三号、二冊之内、明治四十年八月調」という朱印押の調票が貼付されているが、目録番号と一致する。少なくとも明治四十年（一九〇七）までは富永家に所蔵されていたことがわかる。

富永芳久は杵築大社北島国造方の祢宜で、千家俊信に国学を学び、本居内遠の門下にもなった。芳久は出雲国風土記を書き下した『出雲風土記仮字書』を出版したが、『楯之舎書籍目録』には「地理科」第四号として「出雲

風土記仮字書」（三冊）がみえる。名古屋大学附属図書館所蔵（神宮皇学館文庫）の『出雲風土記仮字書』自筆

稿本に相当するとみられる。そのほかにも第一号「出雲風土記」（三冊）、第二号「訂正出雲風土記」（二冊）、第

五号「出雲風土記参解草」「同参解目録」「同参解目録語釈」

（四冊）、第十号「出雲風土記解」（三冊）などがみえる。『楯

之舎書籍目録』にはみえないが、名古屋大学附属図書館

（神宮皇学館文庫）には『出雲国風土記参解 木之部』出

雲風土記答問』なども所蔵されている。

こうした風土記研究を前提に芳久は自ら多くの和歌を作り、歌集を編集して近世後期の「出雲歌壇」をリードした。『出雲国名所歌集』をはじめとした歌集は、出雲国風土記に登場する地名を詠んだ歌を集めたものである。<sup>34</sup>風土記の世界が和歌の形で当代と結びつけられていったのである。風土記の受容と研究のためにも風土記大成が芳久の蔵書となっていたのであろう。

この風土記大成は、まず風土記本文を掲げ、それに続いて風土記抄や諸説をあげ、また自説を加えて説明し、頭書として『訂正出雲風土記』など風土記諸本との異同や諸書からの注記を加えたものである。そのなかには神

〔史料 8〕 神田本、出雲国総記

俗解鈔<sup>二</sup>曰、震<sup>ハ</sup>者以<sup>ニ</sup>能義郡母里郷<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>首、坤<sup>ハ</sup>

者飯石郡赤穴村此<sup>レ</sup>国之尾也。東西以<sup>ニ</sup>今ノ路卅六

丁<sup>ヲ</sup>考<sup>レ</sup>レハ廿二里卅丁十九間也。此<sup>レ</sup>者自<sup>ニ</sup>母里<sup>一</sup>

到<sup>ニ</sup>赤穴<sup>一</sup>道度也。<sup>(b)</sup>南北以<sup>ニ</sup>今道<sup>一</sup>考<sup>レ</sup>レハ之<sup>ヲ</sup>卅里

廿一丁十三間也。此<sup>レ</sup>者自<sup>ニ</sup>島根郡千酌<sup>一</sup>駅<sup>ニ</sup>經<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>卅里

宇郡完道・大原・飯石・仁多郡<sup>ヲ</sup>通<sup>スル</sup>阿伊<sup>ノ</sup>郷備

後国界<sup>ニ</sup>歟。

(a)と⑤、(b)と⑧が対応するが、かなり表現を変えている。⑥と⑦に対応する記述は神田本の当該部分にはない。なおこの部分は、風土記本文「東西宮北属<sup>ス</sup>海<sup>ニ</sup>」について、『訂正出雲風土記』が「東南山、西北属海」と訂正したことを批判し、春日信風の説や「漢志」（漢書律曆志）を引用しながら「東西宮北属<sup>ス</sup>海<sup>ニ</sup>」でよいと主張している部分である。神田厚敬は「宮」だけを問題にしているが、細川家本、日御碕本ほか、ほとんどの諸写本、また風土記抄出雲歴博本・桑原本のいずれもが「東西宮北属海」ではなく、「東南宮北属海」で一致している。ただし加藤義成は「東南」の「南」を「西」とする写本を三点見出ししている。天保十五年（弘化元、一八四四）

書写の明浄館本、天保八年書写の木村家本であるが、いずれも風土記大成の成立後の写本である。「西」は神田本にはじまる可能性は高い。ただし春日信風が「東南」の本文によって意宇海（中海）に充てた解釈を、神田厚敬は「東西」としたために中海と宍道湖を指す「入海」に変更したのであろう。いずれにせよ、春日信風と神田厚敬は「宮」を中心の意で解して、「入海」を中心にした視点で風土記の描く出雲国全体像をとらえようとしたのである。

「東南山、西北属海」は『訂正出雲風土記』以前では、天明七年（一七八七）成立の内山真龍『出雲風土記解』にみえる。遠江の国学者内山真龍はその前年に出雲に旅行し、『出雲風土記解』を記した。真龍と交流した千家俊信はその勧めもあって本居宣長の門人になった。『出雲風土記解』が俊信を通じて杵築大社に奉納されたのが寛政四年（一七九二）のことである。『訂正出雲風土記』の校訂がこの『出雲風土記解』に影響されていることは、出雲国風土記諸本の比較検討を行った加藤義成によって指摘されている。<sup>38</sup>『出雲風土記解』『訂正出雲風土記』によって訂正された「東南山、西北属海」が、その後の近

現代の出雲国風土記校訂本や注釈本に踏襲されていく。<sup>39</sup>

では『出雲風土記解』のこの部分は何に拠ったのだろうか。内山真龍が天明六年に出雲に旅した時の紀行文『出雲日記』によれば、伊勢の国学者谷川士清から『出雲国風土記』を借りたことが大きな動機となったと記している。この谷川士清本の写本は現存している。本居宣長記念館所蔵の明和八年（一七七二）本居宣長書写本である。巻末に『万葉緯』序を引用した後に記されている奥書は次のとおりである。

〔史料9〕

右万葉緯小序 寛保癸亥八月 以此本校合

谷川士清蔵

右出雲国風土記一卷以谷川氏本書写畢

明和八年辛卯十月四日 伊勢人本居宣長（花押）

この宣長本は当該部分を「東南宮北属海」とし、「宮」の右に「陸<sup>カ</sup>」と傍書し、さらにその右に「山西」と書き加えている。ところで宣長本を安永七年（一七七八）十二月に荒木田経雅が書写し、それをさらに天明三年（一七八三）に荒木田末寿が書写して林崎文庫に納めた写本が伊勢の神宮文庫に所蔵されている。この荒木田末

寿書写本では、当該部分に「山西」の傍書はみえない。宣長本の「山西」は安永七年以降に書き加えられたもので、谷川本では「宮」に「陸」の傍書のみだった可能性が高い。この表記は享保二年（一七一七）ころ成立した今井似閑の『万葉緯』巻十五「出雲国風土記」にもみえる。谷川士清は今井似閑の弟子樋口宗武に学んでいる。士清は宗武を通じて『万葉緯』を閲したと思われる。<sup>41</sup> この部分は『万葉緯』の影響を受けているとみてよいだろう。<sup>42</sup> いずれにせよ『出雲風土記解』の「東南山西北属海」とは異なっており、その校訂の根拠は今後の課題として残されている。

ここでは「宮」と「山西」のどちらが正しいかを論じるわけではない。『訂正出雲風土記』など定着したテキストがどのように確定されてきたか、とくに諸写本を訂正していった根拠を検証し直す必要と、字句の校訂も解釈に基づく部分があり、その背後にみえる校訂者たちの思想、出雲国や地域の姿の現在と古代に対する認識を読み解く素材になりうるのではないかという指摘にとどめておく。

おわりに

本稿では、島根大学附属図書館所蔵の桑原本、望月本、神田本を中心に、それらと関係する出雲歴博本、藤浪本、『出雲鑑』所引文を比較検討し、少なくとも三つのグループに分類できること、風土記大成所引文はそれらとも異なっていることを指摘した。しかしいづれも地名の比定はほぼそのまま、里程や表現を省略したり記述位置を変えたりする改変を行い、場合によっては独自内容を付加している。これは地名の現地比定、換言すれば当代の郷村・寺社などと風土記との結びつきこそが風土記抄の根幹であり、それ以外は解釈による多少の改変や情報の付加はあってもよいとして受容され、継承されてきたことを示している。風土記抄自体が、歴史的に多様性をもって変化してきたとも考えられる。他の諸本の内容調査をふまえて、さらにその多様性と変化の内容が明らかにされていく必要がある。それは風土記がどのように出雲の地域社会の中に受容され、古代意識の形成につながっていったかを考える素材になっていくはずである。今後の課題としたい。

〔史料10〕 諸本、出雲郡健部郷（健耶郷）抄文諸本

\* 桑原本・望月本・藤波本の傍線（実線）部は、位置が異なっている部分。桑原本の傍線（波線）部は望月本・藤浪本にみえない部分。神田本の傍線（二重線）は他本にみえない部分。

A 桑原本、健耶郷

鈔云、一十二里二百廿四歩ハ今ノ二里三町四十四間ナリ。  
 此郷ハ并テ於神庭村・羽根村・武部・学頭・吉成等ヲ以テ  
 為二健耶ノ郷ト一也。神庭村中ニ有二字夜村一。或人曰ク、  
 此記六箇耶字ハ部ノ字魯魚カ乎。按スルニ、景行天皇  
 時ニ置ク二処々ニ於健部ヲ一。有二本朝姓氏録ニ健部氏姓一。  
 益ク一知ルヌ、字夜ハ者、上古ノ称ヲ景行以後名クハ二健部ノ  
 郷ト一者ナルコト、今ニ記ノ趣モ亦見ニ于然ニ矣。而此辺、  
 今ニ有二字屋・武部両村蓋シ後人留ニ両名ヲ一呼フレ之者  
 也。雖レ爾、従来ノ之誤字、強テ今マテ不レ克改レ之。  
 且ツ一記シテ以俟マツニ後世ノ是正ヲ一耳。又有二此郷ノ北ニ庄原・  
 久木ノ両村一。是一等ハ、上古ハ水沢ノ中ナリ。近世、埋テ  
 成ルニ民居ト一。福富・黒目・澳洲・中村、是一亦久木ノ  
 之支村也。



## B 望月本、健耶郷

鈔云、此郷ハ併テニ於神庭・羽根・武部・学頭・吉成等ヲ以爲スニ一郷ト。神庭ノ中ニ有ニ字夜村一。按ルニ本文六箇耶字ハ当シレ作ニ部字一耶。景行天皇時置ニ処々于健部ヲ一。故本朝姓氏録ニ有ニ健部氏姓一。知ヌ字夜上古ノ称ニシテ景行後ハ以ニ健部ヲ一爲レ郷者歟。記シテ趣キ見タリ矣。今此郷北ニ有ニ庄原・久木・福富・黒目・澳洲・中村等一。

## C 藤浪本、健耶郷

鈔云、此郷併於神庭・羽根・武部・学頭・吉成等以爲一郷。神庭中有字夜村。按本文六箇耶字当作部字耶。景行天皇ノ時豊処々于健部。故本朝姓氏録有健部氏姓。知ヌ字夜上古ノ称、景行後以健部爲郷者歟。記趣尔見矣。今此郷北有庄原・久木・福富・黒目・澳洲・中村等。

## D 『出雲鑑』出雲郡健耶郷所引文

鈔ニ曰、此郷併ニ於神庭・羽根・武部・学頭・吉成等一以爲ニ一郷ト。神庭ノ中ニ在ニ字夜村一。按ニ本文之六箇ノ耶字作ニ部字一耶。景行天皇ノ時置ニ所々ニ于健部ヲ一。有ニ本朝ノ姓氏録ニ健耶氏姓一知ヌ、字夜上古ノ称ニシテ

景行之後以健部爲郷者歟。記ノ趣ニ尔見リ矣。今此郷ノ北ニ有庄原・久木・黒目・澳洲・中ノ洲等。一十二里二百廿四歩ハ今之ニ里三町余也。

## E 神田本、健部郷

鈔ニ曰、正東一十二里二百廿四歩者今ノ二里三町四十四間也。神庭・羽根・武部・学頭・吉成村合テ此ヲ以爲ニ一郷ト一矣。神庭ノ中ニ有ニ字夜村ト云処一也。或人曰、記ノ文六箇ノ耶ノ字恐ハ誤ルニ部字ヲ一乎。其故ハ景行天皇嘆ニ慕テ日本武命之早世ヲ巡レレ国ヲ之時、置ク健部ヲ於処々ニ。由テナリニ之叡勅一也。案ルニ姓氏録一有ルコトニ健部ノ姓氏一。此謂也、然レハ則字夜ノ者、上古ノ称ニシテ而健部者景行以後ノ名カ乎。此ノ記文ノ趣亦是然カ見タリ矣。此辺ニ今有リニ字夜村一有ニ武部村一蓋後人記シ本名ト与ニ改名一呼フニ両村ヲ一者也。雖レ然ト上古ノ事文獻不足、故ニ不能ニ適從スルコト。聊記シテレ之ヲ以俟ニ後ノ學者ヲ一耳。此郷ノ北ニ有ニ庄原・久木ノ兩村一。蓋上古ハ海中水沢ニシテ中世成ニ村里ト。故ニ不レ見ヘニ此記ニ一乎。久木ニ多シニ支村一。福富・黒目・澳洲・中ノ洲是也。分ツコトハニ五箇ヲ一明曆年中ノ事也。学頭村ニ有ニ高清水之城跡一。聞ク米原・平内カ之居城ナリト。弘治之比毛

利元就責亡<sup>二</sup>スト<sup>一</sup>のヲ<sup>一</sup>。

F 風土記大成、出雲郡健部郷所引文

鈔曰、神庭・羽根・武部・学頭・吉成村等也。神庭、中<sup>ニ</sup>有<sup>二</sup>字夜村<sup>ト</sup>云<sup>ル</sup>処<sup>一</sup>。然<sup>ル</sup>ニ云<sup>ニ</sup>健部<sup>一</sup>者、景行天皇嘆<sup>ク</sup>慕<sup>テ</sup>日本武命之早世<sup>ヲ</sup>置<sup>ク</sup>健部<sup>ヲ</sup>於<sup>レ</sup>諸国<sup>ニ</sup>、由<sup>レ</sup>之<sup>也</sup>也。此郷<sup>ノ</sup>北<sup>ノ</sup>方<sup>ニ</sup>有<sup>二</sup>庄原・久木里<sup>一</sup>。上古海中<sup>ノ</sup>水沢<sup>也</sup>也。

注

- 1 とくに古写本で脱落している島根郡の神社を補訂していることが大きな特徴だが、その根拠が問題とされる(平野卓治『出雲国風土記』の写本に関する覚書)(島根県古代文化センター『古代文化研究』四、一九九六年)ほか。
- 2 『出雲風土記抄』の詳細とその意義については、大日方克己「岸崎佐久次と『出雲風土記抄』」(『社会文化論集』一六、二〇一〇年)で論じた。
- 3 国文学研究資料館『兼永本古事記・出雲国風土記抄 CD-ROM』(岩波書店、二〇〇三年)、大日方克己「翻刻桑原家本『出雲風土記抄』」(『山陰研究』七号別冊、二〇一五年)。
- 4 大日方克己、前掲注3翻刻。
- 5 加藤義成「校本出雲国風土記」参考編第一部「諸本の系統」・第二部「諸本概説」(出雲国風土記研究会、一九六八年)。
- 6 野々村安浩「資料調査 出雲国風土記写本の調査(一)」(『古代文化研究』一二、二〇〇四年)、同「資料調査 出雲国風土記写本の調査(二)」(『古代文化研究』一三、二〇〇五年)。同「資料調査 出雲国風土記写本の調査(六)」(『古代文化研究』一七、二〇〇九年)。
- 7 『列士録』五代目望月圓次の項。『列士録』は島根県立図書館所蔵、同館翻刻による。
- 8 望月重熙とその書写本については小林准士氏の御教示による。
- 9 島根県立図書館所蔵(091.5.1)。
- 10 藍川慎とその著述、学問については大日方克己「雲州本『延喜式』と藍川慎」(『社会文化論集』一一、二〇一五年)。
- 11 宮内庁書陵部所蔵「池底叢書」八、無窮会(神習文庫)所蔵「玉籠」二九所収。活字本としては『神祇全書』五(神宮奉斎会、一九〇六年)。
- 12 国立公文書館(内閣文庫)・無窮会(神習文庫)・静嘉堂文庫・西尾市立岩瀬文庫所蔵。
- 13 慶応義塾図書館(魚葉文庫)、都立中央図書館(加賀文庫)など所蔵。
- 14 国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2568257>) 確認日二〇一五年十一月

- 二十六日)。
- 15 藤浪和子『乾々斎架蔵和書目録』(藤浪和子、一九四三年)。  
なおこの目録には風土記関係の書はみえない。
- 16 藤浪剛一については、国立国会図書館編『日本書誌学大系70 国立国会図書館蔵書印譜』(青裳堂書店、一九九五年)「藤浪剛一」の項を参照。
- 17 ただし天平元年(七二九)から文化五年(一八〇八)までは一〇七九年間である。また全体に朱の訂正が入っているが、文化三年出版の『訂正出雲風土記』に拠ったとみられる訂正がある。
- 18 『松江市史』史料編五近世一(松江市、二〇一一年)。  
底本は売布神社所蔵本。
- 19 朝山皓「出雲の地誌」『出雲国風土記とその周辺』(鳥根県古代文化センター、一九九九年、初出一九三二年)、前掲注18『松江市史』史料編五近世一「解説」(小林准士執筆)。
- 20 なお出雲国風土記の意字郡母理郷から舎人郷は、近世の能義郡にあたとされているので、『出雲嶽』では意字郡に含まれていない。
- 21 『雲陽人物志』は鳥根大学附属図書館所蔵本に拠った。
- 22 『出雲国孝養伝』諸本の巻末にはいずれも「文政十一年暮春中院、雲州古志郷無味菴常有書」とある。鳥根県立図書館所蔵の天保四年望月重熙書写本(0015170)には、「無味菴常有と申す者、俗称上古志村彦左衛門、天徳屋良三郎祖父、天保五壬午年、九十歳にて世を終る。此出雲国孝養
- 伝ハ文化より文政の頃、十郡々家へ行き郡役人ニ尋、先年より郡村の孝行ものを書集一冊を著作し、十郡下郡并松江両町の大年寄へ一部宛配分するの由、安政七庚申の暮春神門郡々役人より書出し是に記し置なり」と、その成立や流布の事情が追記されている。
- 23 『出雲国孝養伝』望月重熙書写本の安政七年(万延元年、一八六〇)追記(注22)では、天保五年(一八三四)に九十歳で死去したとしているが、鳥根県立図書館の別本(曾0015170174)仁之巻、見返しの貼紙に天保六年三月晦日付で「良三郎祖父去十一月末、八十九歳二而病死いたし候」と記されている。なにより『訂補標註出雲国風土記大成』の天保四年四月付奥書では神田常有自ら「八十有八叟」と記しているので、死去したときの年齢は八十九歳としてよい。
- 24 加藤義成、前掲註5論文。
- 25 日御碕本の奥書は次のとおり(秋元吉徳編『出雲国風土記諸本集』(勉誠社、一九七四年)の影印による)。  
日本風土記六十六卷、今纔存出雲国記一冊而已、号神国之徴兆也、依為当国之靈物、奉寄進日御碕社者也  
寛永十一年秋七月日  
從二位行権大納言  
源朝臣義直(花押)
- 26 神田本では「風土記尾州太守義直卿日御碕社御寄附之書目」として右と同文を記している。  
中村守臣と子の守手については、西岡和彦「幕末出雲

- 大社の祭神論』『近世出雲大社の基礎的研究』（原書房、二〇〇四年）。
- 27 細川家本、日御碕本など多くの風土記写本は「健部郷」とする。「健部郷」とするのは桑原本、望月本系風土記抄と万葉緯本である。ただし万葉緯本は「耶」を「部」に訂正している。
- 28 春日信風については、朝山皓「春日信風」（前掲注19書所収、初出一九三〇年）、水野裕「出雲国風土記論攷」第壹篇緒論第一節『出雲国風土記』研究史概説』（東京白川書院、一九八三年）、関和彦「春日信風の基礎的考察」『古代出雲の深層と時空』、同成社、二〇一四年、初出二〇一一年）。
- 29 『訂正出雲風土記密勘』については、朝山皓「春日信風の『出雲風土記校訂』（前掲注19書所収、初出一九三〇年）。本稿では密勘のテキストは無窮会所蔵（神習文庫）『玉篋』所収本に拠った。
- 30 名古屋大学附属図書館「名大システム古典籍内容記述的データベース」(<http://libstl.nulnagoya-u.ac.jp/cgi-bin/wakan/wacgi?i=1040> 確認日二〇一五年十一月二十六日)。
- 31 中澤伸弘「富永芳久旧蔵『楯之舎書籍目録』の一考察―近世後期の社家蔵書の一斑―」（国学院大学日本文化研究所紀要）九七、二〇〇六年）。
- 32 水野裕、前掲注28論文によると、水野裕は一九四五年二月に東京神田の書店を通じて「名古屋のさる古書肆」より富永芳久旧蔵の出雲国風土記関係の古書類を一括購入したという。そのなかに『出雲風土記』（慶長二年の古写本の富永芳久書入校合の写本二冊）、『出雲風土記参解草』（二冊、自筆稿本）、『出雲風土記参解目録』（一冊、自筆稿本）、『出雲風土記参解目録語釈』（二冊、自筆稿本）、『出雲風土記解』（三冊）が含まれていたが、同年八月二日の空襲で『目録』語釈を除いて焼失してしまったという。そのうち、『参解草』第五号、四冊之内、明治四十年八月調」という朱印押の調票が貼付されていたという。これも『楯之舎書籍目録』の番号に一致している。なお名古屋大学附属図書館（神宮皇学館文庫）の『出雲風土記仮字書』（三冊、自筆稿本）には表紙右肩上に調票が貼つてあったような痕跡が認められる（名古屋大学附属図書館「名大システム古典籍内容記述的データベース」<http://libstl.nulnagoya-u.ac.jp/cgi-bin/wakan/wacgi?i=1043> 確認日二〇一五年十一月二十六日）。以上からすると、『楯之舎書籍目録』に基づいて調票が貼付された明治四十年（一九〇七）以降に、これら神宮皇学館文庫本や水野裕入手本が一括して流出したものと推測される。
- 33 富永芳久の風土記研究については、水野裕、前掲注28。
- 34 蒲生京子「富永芳久と出雲の名所」（芦田耕一・蒲生京子『出雲国名所歌集―翻刻と解説―』、ワン・ライン、二〇〇六年）、中澤伸弘『徳川時代後期出雲歌壇と國学』（錦

- 正社、二〇〇七年)。
- 35 『漢書』律曆志一上に「宮、中也、居中央。暢四方、唱始施主、為四声綱也」とある。
- 36 加藤義成『校本出雲国風土記 全』(出雲国風土記研究会、一九六八年)。
- 37 小山正『内山真龍の研究』(世界聖典刊行協会、一九七九年、初版一九五〇年)
- 38 加藤義成、前掲注5。
- 39 島根県皇典講究分所『出雲風土記』(一九一一年、同『校定出雲国風土記』(一九二九年)、後藤蔵四郎『出雲国風土記考証』(大岡山書店、一九二五年)、田中卓『校訂出雲国風土記』(『出雲国風土記の研究』、出雲大社御遷宮奉賛会、一九五三年、『田中卓著作集』八、国書刊行会、一九八八年、に再録)、加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(改訂四版、松江今井書店、一九九二年、初版一九五七年)、秋元吉郎校注『日本古典文学大系 風土記』所収『出雲国風土記』(岩波書店、一九五八年)、田中卓校注『神道大系 風土記』所収『出雲国風土記』(神道大系編纂会、一九九四年)、植垣節也校注・訳『新編日本古典文学全集 風土記』所収『出雲国風土記』(小学館、一九九七年)、荻原千鶴全訳注『出雲国風土記』(学術文庫、講談社、一九九九年)、関和彦『出雲国風土記註論』(明石書店、二〇〇六年)、杉本直樹注訳『出雲国風土記注釈』(新典社、二〇〇七年)、島根県古代文化センター編『解説出雲国風土記』(第二版、今井書店、二〇一四年)など。沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『出雲国風土記』(山川出版社、二〇〇五年)だけは、細川家本どおり「東南宮、北属海」として、とくに校異注は附していない。
- 40 加藤義成、注5論文では「林崎文庫本」としているものである。奥書は次の通り。
- 右万葉緯小序 寛保癸亥八月 以此本校合  
右出雲国風土記 一卷以谷川氏本書写畢 谷川士清蔵  
明和八年辛卯十月四日 伊勢人本居宣長判  
安永七年戊戌十二月以平宣長本書写了 荒木田神主経雅  
右出雲国風土記 一卷者以荒木田経雅神主之書謹写以蔵  
林崎文庫
- 41 兼岡理恵『万葉緯』伝写をめぐる人々―谷川士清校正本『万葉緯』十八「諸書所引風土記文」―(『風土記受容史研究』、笠間書院、二〇〇八年)。そのほか谷川士清については北岡四良「谷川士清覚書」(『復刻 近世国学者の研究―谷川士清とその周辺―』、皇學館大学出版部、一九九六年、初出一九七五年)。
- 42 ただし『万葉緯』(賀茂別雷社三手文庫所蔵、前掲注25)『出雲国風土記諸本集』(影印による)は脱落していた島根郡神社名を補訂している。宣長本も荒木田末寿書写本も島根郡神社は脱落させたままになっており、宣長本は神社名を記した貼紙を附している。したがって谷川本は『万葉緯』三

手文庫本にそのまま扱ったものではないと思われる。加藤義成、注5論文も荒木田末寿書写本末尾に引用している谷川士清校訂万葉緯序の検討から三手文庫本ではなく、原稿本か校訂本に扱った可能性を指摘している。

なお谷川士清校訂『万葉緯』卷十八に「寛保癸亥霜月三日校了 谷川士清」「宝曆三酉三月十五日加校」の奥書をもつ大阪府立中之島図書館所蔵本がある。これは北岡四良、前掲注41論文に所蔵を明示せずにあげているものにあたると思われる。